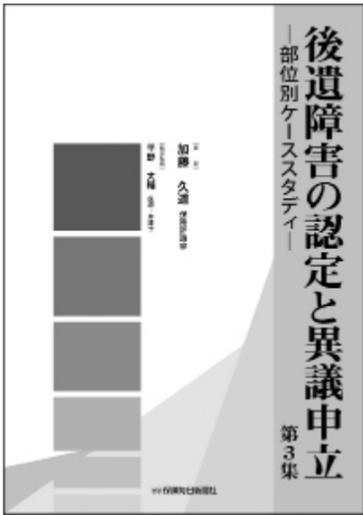


書 評

# 『後遺障害の認定と異議申立第3集』

―部位別ケーススタディ―

加藤 久道 著



交通事故のような人身

傷害事件の損害賠償において、治療を行った結果として障害が残存する場合に、どのように金銭評価していくべきだろうか。

この問題に対し、わが国では「後遺障害」という概念を設け、その程度に応じて損害賠償(慰謝料や逸失利益など)を算定する運用をとっている。そして、後遺障害の有無や程度は交通事故であれば自賠責保険(損害保険料率算出機構)が判断し、後遺障害が認められる場合には、部位と症状に応じて、最も重度である1級から軽度である14級までの「等級」が認められる。

この「後遺障害」の「等級」によって、損害賠償の金額も大きく左右されるというのが、わが国の人身損害賠償の実務となっている。そのため、「後遺障害」の「等級」がどのような基準・考え方と認められるのかということは、法律実務家にとって非常に重要な高い事柄である。

しかし、認定基準が公表されていないため、外部者がその内容を知ることができない。そのため、自賠責保険の後遺障害等級認定が準用する労災保険の障害等級認定基準を参照するなど、賠償

実務の現場は大変な苦勞をしているのが正直なところである。

2022年3月に保険毎日新聞社より発行された本書は保険評論家の加藤久道氏の著作であり、18年1月発行の第1集『後遺障害の認定と異議申立―むち打ち損傷事案を中心として―』、および20年9月発行の第2集に続くものである。第1

## 21の「ありそう」な事例で実践的知識提供

藤久道氏の著作であり、18年1月発行の第1集『後遺障害の認定と異議申立―むち打ち損傷事案を中心として―』、および20年9月発行の第2集に続くものである。第1

藤久道氏の著作であり、18年1月発行の第1集『後遺障害の認定と異議申立―むち打ち損傷事案を中心として―』、および20年9月発行の第2集に続くものである。第1

〔評者〕  
平岡 将人(弁護士法人サリュウ 弁護士)

集・第2集のテーマは、いわゆる「むち打ち損傷」事案に多く見られる神経症状の後遺障害(主として12級・14級)に関する事項について解説されたものである。交通事故故において頻発する「むち打ち損傷」について解説されたものであり、その知見は実務家にとっても大変有用であった。一方、本書は「部位別

を俯瞰しながら、後遺障害を理解するための基礎知識を整理し、「実用」役立つ参考書」という基本的視点に立って解説されている。

著者は、日本損害保険協会に勤務された経歴を有する損害保険の専門家であり、本書においても豊富な実務経験に裏付けされた知見が随所に示されており、法律専門家が「後遺障害」についての知識を習得するための良書といふべきである。

本書は、第1章「基本身体各部位の後遺障害認定実務を簡明に解説する参考書としての位置付け」から構成

「後遺障害」についての知識を習得するための良書といふべきである。本書は、第1章「基本身体各部位の後遺障害認定実務を簡明に解説する参考書としての位置付け」から構成

「後遺障害」についての知識を習得するための良書といふべきである。本書は、第1章「基本身体各部位の後遺障害認定実務を簡明に解説する参考書としての位置付け」から構成